

秘密保持契約

_____株式会社(以下「甲」という)、東京工業大学 圓川研究室(以下「乙」という)は、甲が乙に対し、『ロジスティクス・スコアカードを利用した企業分析調査』(以下、「本件業務」という)を委託するに当たり、次の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(秘密情報)

1. 本契約における秘密情報とは、甲より乙に対して提供された本件業務の遂行に必要な各種情報および診断結果(以下、「本件情報」という)を意味する。ただし、以下の情報については秘密情報に該当しないものとする。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報及び開示を受けた後において、第三者の公表その他当該当事者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (2) 開示を受けた時点で、既に当該当事者が秘密保持義務を伴わずに保有していた情報及び開示を受けた後において、当該当事者が、当該情報について秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持義務を伴わずに開示を受けた情報
 - (3) 相手方から開示された情報に基づくことなく、当該当事者が独自に作成・開発した情報
2. 甲は、秘密情報を書面その他有体物にて開示する場合、当該有体物に秘密である旨を明示的に注記するものとする。また、甲は、秘密情報を口頭その他無形の形態で開示する場合、開示に際して秘密である旨を相手方に明示すると共に、開示後10日以内に秘密情報の内容を要約した書面を相手方に提出するものとする。

第2条(秘密保持)

1. 乙は、秘密情報の秘密を保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに、秘密情報を第三者に対して開示・漏洩してはならないものとする。但し、乙は、以下の各号に定める場合は必要な範囲で相手方の事前の承諾を得た上で秘密情報を開示することができるものとし、第1号、第2号又は第3号に基づき開示した場合、当該開示先に本契約の規定と同等の秘密保持義務を遵守せしめるものとする。
 - (1) 本協業に関連して、乙の研究室内関連部署に対して開示する場合
 - (2) アドバイザリー契約等の締結又は本件取引に関連して、弁護士、公認会計士その他の専門家に対して開示する場合
 - (3) 官公庁、裁判所等の公的機関に対して回答、報告、届出、申請等をする必要がある場合
 - (4) 裁判所の判決、決定若しくは命令又は法令の規定により第三者に対する開示を強制された場合
2. 乙は、甲から提供された秘密情報を、アドバイザリー契約等の締結又は本件取引以外の目的に使用してはならない。
3. 乙は、甲からの要求に従い、甲から受領した資料(その写しを含む)を速やかに返還又は破棄するものとする。

4. 乙は、本件情報を『ロジスティクス・スコアカードを利用した企業分析調査』を行うにあたっての母数データとして保有することができる。

第3条（期間・効力）

本契約の有効期間は、本契約締結日より3年間とする。

第4条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。甲及び乙は、本契約に関連するあらゆる法的申立及び手続きにつき、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意する。

第5条（協議事項）

本契約書に定めのない事項及び本契約書の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、都度甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各者記名捺印の上各1通を保有するものとする。

2003年 月 吉日

（甲）_____都____市_____ 番地

_____株式会社

XXXXX XXXXXXXXXXXXX

（乙）東京都目黒区大岡山 2-12-1

東京工業大学社会理工学研究科経営工学専攻

教授 圓川 隆夫